

漁業権免許の適格性の審査・優先順位について

漁業権について免許の申請が知事に提出されると、海区漁業調整委員会の意見を聞いて、申請者について免許に関する適格性が検討、さらに適格性のある者が複数ある場合には、優先順位が勘案され、その結果最優先順位に該当する者に漁業権が免許される。適格性の審査、優先順位に勘案に関する項目は以下のとおりである。

1 漁業権の免許条件、適格性の要件に沿った確認

1 漁業法第13条【免許をしない場合】の要件に該当しないこと→以下(1)～(4)の項目	水産課 事前審査結果
(1) 申請者が第14条に規定する適格性がない→次ページを参照 適格性：漁業権の免許を受けることができる最小限の資格要件	該当しないものと判断
(2) 第11条第5項の規定により公示した漁場計画と申請が異なる	漁場計画どおりの 申請を確認
(3) 同種漁業を内容とする漁業権の不当な集中に至る場合	該当しないものと判断
(4) 免許を受けようとする漁場の敷地が他人の所有に属する場合または水面が他人の占有に係る場合において、その所有者又は占有者の同意がないとき	該当なし
2 漁協の総会で特別決議がなされている。(水協法第50条) ⇒正組合員の1/2以上が出席し、その3分の2以上多数による議決が必要。 ※申請者が漁業協同組合の場合のみ該当	総会議事録により 議決を確認

【漁業法第14条に規定する適格性の審査項目】	水産課 事前審査結果
<p>1) 共同漁業権（第一種、第三種）の適格性（漁業法第14条第8項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁場計画に規定する関係地区の全部又は一部をその地区内に含む漁協。 ・ 関係地区内に住所を有し1年に90日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯のうち、組合員の属する世帯が3分の2以上であること。 ・ 組合員資格を特定の漁業を営む者に限定していない。（業種別漁協でない。） 	提出書類により 適正と判断
<p>2-1) 特定区画漁業権の適格性（新規漁場の場合）（漁業法第14条第6項） 〔新規漁場：漁場計画公示日（H25.5.31）以前1年間に当該漁業権の設定なし〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁場計画に規定する地元地区の全部又は一部をその地区内に含み、当該特定区画漁業を自営しない漁協。 ・ 地元地区内に住所を有し1年に90日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯のうち、組合員の属する世帯が3分の2以上であること ・ 組合員資格を特定の漁業を営む者に限定していない。（業種別漁協でない。） 	提出書類により 適正と判断
<p>2-2) 特定区画漁業権の適格性（既存漁場）（漁業法第14条第2項） 〔既存漁場：新規漁場以外の漁場〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁場計画に規定する地元地区の全部又は一部をその地区内に含み、当該特定区画漁業を自営しない漁協。 ・ 地元地区内に住所を有し当該漁業を営む者の属する世帯のうち、組合員の属する世帯が3分の2以上であること。 ・ 組合員資格を特定の漁業を営む者に限定していない。（業種別漁協でない。） 	提出書類により 適正と判断
<p>3) 定置漁業権の適格性（漁業法第14条第1項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海区漁業調整委員会における投票の結果、総委員の3分の2以上によって、①、②に該当する者であると認められた場合は適格性を有しない。 ① 漁業若しくは労働に関する法令を遵守する精神を著しく欠き、又は漁村の民主化を阻害すると認められた者であること。 ② ①に該当する者によって、実質上その申請に係る漁業の経営が支配されるおそれがあると認められた者であること。 <p>※申請者が不適格者でないことについて全員の委員の間に何ら異論がない場合には、特に投票を行う必要はなし。</p>	①、②に該当する者は なく適正と判断

2 優先順位

(1) 共同漁業権

適格性を有する漁業協同組合に免許されるため優先順位はなし（漁業法第14条第8項）。

(2) 特定区画漁業権（漁業法第18条）

漁業法第14条第2項及び第6項の規定により適格性を有する者→第1順位に該当

※ 申請者は各号1者のみ。

(3) 定置漁業権

申請者は全て1者のみであり、漁業法第16条第1項に該当→第3順位に該当

※ 申請者は各号1者のみ。

3 これからのスケジュール

8月上旬 海区漁業調整委員会 諮問・答申

9月1日 漁業権免許・告示

<（参考）漁業法 抜粋>

（漁業の免許）

第10条 漁業権の設定を受けようとする者は、都道府県知事に申請してその免許を受けなければならない。

（海区漁業調整委員会への諮問）

第12条 第10条の免許の申請があつたときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきかなければならない。

（免許をしない場合）

第13条 左の各号の一に該当する場合は、都道府県知事は、漁業の免許をしてはならない。

(1) 申請者が第14条に規定する適格性を有する者でない場合

(2) 第11条第5項の規定により公示した漁業の免許の内容と異なる申請があつた場合

(3) その申請に係る漁業と同種の漁業を内容とする漁業権の不当な集中に至る虞がある場合

(4) 免許を受けようとする漁場の敷地が他人の所有に属する場合又は水面が他人の占有に係る場合において、その所有者又は占有者の同意がないとき

2～6 略

（免許についての適格性）

第14条 定置漁業又は区画漁業の免許について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

(1) 海区漁業調整委員会における投票の結果、総委員の3分の2以上によつて漁業若しくは労働に関する法令を遵守する精神を著しく欠

き、又は漁村の民主化を阻害すると認められた者であること。

(2) 海区漁業調整委員会における投票の結果、総委員の3分の2以上によつて、どんな名目によるのであつても、前号の規定により適格性を有しない者によつて、実質上その申請に係る漁業の経営が支配されるおそれがあると認められた者であること。

2 特定区画漁業権の内容たる区画漁業の免許については、第11条に規定する地元地区（以下単に「地元地区」という。）の全部又は一部をその地区内に含む漁業協同組合又はその漁業協同組合を会員とする漁業協同組合連合会であつて当該特定区画漁業権の内容たる漁業を営まないものは、前項の規定にかかわらず、次に掲げるものに限り、適格性を有する。ただし、水産業協同組合法第18条第4項の規定により組合員たる資格を有する者を特定の種類の漁業を営む者に限る漁業協同組合及びその漁業協同組合を会員とする漁業協同組合連合会は、適格性を有しない。

(1) その組合員のうち地元地区内に住所を有し当該漁業を営む者の属する世帯の数が、地元地区内に住所を有し当該漁業を営む者の属する世帯の数の3分の2以上であるもの

(2) 略（共同申請の場合）

3～5 略

6 第11条第5項の規定により公示された特定区画漁業権の内容たる区画漁業に係る漁場の区域の全部が当該公示の日（当該区画漁業に係る漁場の区域について同項の規定による変更の公示がされた場合には、当該公示の日）以前1年間に当該区画漁業を内容とする特定区画漁業権の存しなかつた水面である場合における当該特定区画漁業権の内容たる区画漁業の免許については、地元地区の全部又は一部をその地区内に含む漁業協同組合又はその漁業協同組合を会員とする漁業協同組合連合会であつて当該特定区画漁業権の内容たる漁業を営まないものは、第1項及び第2項の規定にかかわらず、次に掲げるものに限り、適格性を有する。

(1) その組合員のうち地元地区内に住所を有し1年に90日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数が、地元地区内に住所を有し1年に90日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数の3分の2以上であるもの

(2) 略（共同申請の場合）

7 第二項ただし書及び第三項から第五項までの規定は、前項の区画漁業の免許について準用する。この場合において、第三項及び第四項中「当該漁業を営む者」とあるのは、「一年に90日以上沿岸漁業を営む者」と読み替えるものとする。

8 共同漁業の免許について適格性を有する者は、第11条に規定する関係地区（以下単に「関係地区」という。）の全部又は一部をその地区内に含む漁業協同組合又はその漁業協同組合を会員とする漁業協同組合連合会（第2項ただし書に規定する漁業協同組合又は漁業協同組合連合会を除く。）であつて次に掲げるものとする。

(1) その組合員のうち関係地区内に住所を有し1年に90日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数が、関係地区内に住所を有し1年に90日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数の3分の2以上であるもの

(2) 二以上共同して申請した場合において、これらの組合員のうち関係地区内に住所を有し一年に90日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の総数が、関係地区内に住所を有し一年に90日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数の3分の2以上であるもの

9～11 略

(優先順位)

第 15 条 漁業の免許は、優先順位によつてする。

(定置漁業の免許の優先順位)

第 16 条 定置漁業の免許の優先順位は、次の順序による。

- (1) 漁業者又は漁業従事者
- (2) 前号に掲げる者以外の者

2～14 略

(区画漁業の免許の優先順位)

第 17 条 略 (特定区画漁業権以外の優先順位・・・該当なし)

第 18 条 特定区画漁業権の内容たる区画漁業の免許の優先順位は、第 14 条第 2 項又は第 6 項の規定により適格性を有する者を第 1 順位とする。